

和泉市は、「さまざまな経営課題にチャレンジしている中小企業者」を応援しています！

中小企業振興対策事業補助金

・事業終了後6か月以内または年度末(3月末日)の

いずれか早い日までに申請書類の提出をお願いします。

1. 研究・開発支援事業

中小企業者等が開放機器等を使用したり、調査・研究を委託し、又は試験研究を依頼したり、共同研究をした場合に、以下の機関での事業に要した費用を補助します。(補助率2分の1以内)

- ・(地独)大阪産業技術研究所
- ・(地独)大阪健康安全基盤研究所
- ・(一財)日本食品分析センター
- ・桃山学院大学
- ・大阪公立大学
- ・近畿職業能力開発大学校

2. 工業所有権取得促進事業

中小企業者等が以下の工業所有権申請に要した費用を補助します。

- ・特許権(国内、国際)
- ・実用新案権
- ・意匠権
- ・商標権

3. 人材育成支援事業

事業主又は従業員が次の機関で行う研修等の修了に要した費用を補助します。(補助率2分の1以内)

- ・(地独)大阪産業技術研究所
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・中小企業大学校
- ・大阪府立高等職業技術専門学校(南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校)
- ・(一社)大阪府技術協会
- ・(独)ポリテクセンター関西
- ・大阪公立大学

それぞれの事業ごとに

- ★要した費用の半額を
一事業所あたり20万円まで補助。(千円未満切捨)
- ★ただし、工業所有権は申請区分に応じた補助。(裏面)
※予算がなくなり次第、受付を終了します。

申請方法など詳細は裏面をご覧ください→→

1. 研究・開発支援事業

- ◆対象者
 - ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
 - ・構成員の過半数が和泉市内に主たる事業所を有し、1年以上活動している中小企業交流団体
- ◆対象機関
 - ・(地独)大阪産業技術研究所 ・(地独)大阪健康安全基盤研究所 ・(一財)日本食品分析センター ・桃山学院大学
 - ・近畿職業能力開発大学校 ・大阪公立大学
- ◆補助額
 - ・1件につき要した費用の2分の1以内(千円未満切捨)
 - ・同一年度中に一事業者または一交流団体あたり20万円以内
- ◆申請書類
 - ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請兼請求書☆(添付書類)
 - ・申請の事業内容の説明書☆
 - ・事業の実施に要した費用に係る領収書(写)
 - ・会社概要またはこれに準ずるもの☆
 - ・<中小企業交流団体の場合>会員名簿及び役員名簿(団体の名称・所在地・代表者名、構成事業者の名称・資本金・従業員数・業種を記載)、団体の趣旨及び過去1年以上の活動実績を記載したもの
- ◆申請手続き
 - ・事業終了後6か月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い日までに申請書類を提出
 - 【注意】過去に補助を受けた共同研究を反復・継続的に行っている場合は補助の対象外とします。

2. 工業所有権取得促進事業

- ◆対象者
 - ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
 - ・構成員の過半数が和泉市内に主たる事業所を有し、1年以上活動している中小企業交流団体
- ◆補助額
 - ・工業所有権の区分に応じ、出願料の全額(印紙税相当額)、または審査請求料の一部
 - 特許国際出願の場合は、国際出願関係手数料(出願、調査、送付)[右表のとおり]
 - ・同一年度中に一事業者または一交流団体あたり20万円以内

工業所有権の区分及び補助額

工業所有権	対象経費	補助額	
特許権	国内	出願料	全額(印紙税相当額)
		審査請求料	10万円以内
	国際	出願手数料	全額(印紙税相当額)
		調査手数料	
実用新案権	送付手数料	全額(印紙税相当額)	
	登録出願料		出願時に同時に納付する3年分
	登録料		
意匠権	登録出願料	全額(印紙税相当額)	
商標権	登録出願料	全額(印紙税相当額)	

ただし、特許庁が徴収する出願等に必要な手数料に限る。

- ◆申請書類
 - ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請兼請求書☆(添付書類)
 - ・特許庁発行の特許申請、実用新案申請、意匠申請又は商標申請の受領書(写)
 - ・出願申請に係る手数料の証となるもの(領収書明細等)
 - 国際出願の場合は、PCT手数料計算用紙(願書付属書)等
 - ・所定の補助金交付申請内容☆
 - ・会社概要またはこれに準ずるもの☆
 - ・<中小企業交流団体の場合>会員名簿及び役員名簿(団体の名称・所在地・代表者名、構成事業者の名称・資本金・従業員数・業種を記載)、団体の趣旨及び過去1年以上の活動実績を記載したもの
- ◆申請手続き
 - ・工業所有権を申請した日から6か月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い日までに申請書類を提出

3. 人材育成支援事業

- ◆対象者
 - ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
 - ・構成員の過半数が和泉市内に主たる事業所を有し、1年以上活動している中小企業交流団体
- ◆対象機関
 - ・(地独)大阪産業技術研究所 ・大阪府立高等職業技術専門校(南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校)
 - ・中小企業大学校 ・(一社)大阪府技術協会 ・近畿職業能力開発大学校 ・大阪公立大学 ・(独)ポリテクセンター関西
- ◆補助額
 - ・受講料の2分の1(千円未満切捨)
 - ・同一年度中に一事業者または一交流団体あたり20万円以内
- ◆申請書類
 - ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請兼請求書☆(添付書類)
 - ・所定の研修実施期間の受講修了証明書☆ ・受講料等の領収書(写)
 - ・研修参加者が事業主又は従業員であることを証する書類(雇用保険・社会保険関係書類等)
 - ・会社概要またはこれに準ずるもの☆
 - ・<中小企業交流団体の場合>会員名簿及び役員名簿(団体の名称・所在地・代表者名、構成事業者の名称・資本金・従業員数・業種を記載)、団体の趣旨及び過去1年以上の活動実績を記載したもの
- ◆申請手続き
 - ・事業終了後6か月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い日までに申請書類を提出

ココからアクセス!



★印の書類は、和泉市ホームページ (<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>) からダウンロードできます。

!!! 予算がなくなり次第、受付を終了します!!!